第78回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年6月28日 (水曜日) 午前10時

6月27日 (火曜日) 午後5時30分まで

開催場所 横浜市港北区樽町三丁目7番60号 株式会社ヨロズ 本社ビル

議案

第1号議案 取締役 (監査等委員である取締役を 除く。) 6名選仟の件

監査等委員である取締役3名選任の 第2号議案

件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名

選仟の件

本株主総会におきましては、書面またはイン ターネットにより事前の議決権行使をしていた だき、新型コロナウイルス感染症等の感染防止 及び株主さまの安全管理の観点から、株主総会 当日のご来場を慎重にご判断くださいますよう お願い申し上げます。

本年もインターネットによるライブ配信を行い ますので、ご来場されない場合は配信をご視聴 いただきますようお願い申し上げます。

定時株主総会の運営に変更が生じた際は、以下 の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご 出席の際はご確認ください。

https://www.yorozu-corp.co.jp/

日 次

第78回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
事業報告2	2
連結計算書類	6
計算書類····· 7	0
監查報告書	1



株 主 各 位

証券コード7294 2023年6月6日 (電子提供措置の開始日 2023年5月30日)

横浜市港北区樽町三丁目7番60号

株式会社 ヨロス

取締役社長 平 中 勉

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席下さいますようご 通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第78回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.yorozu-corp.co.jp/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



上記ウェブサイトにアクセスして、ヨロズまたは証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄の情報をご覧ください。

なお、本株主総会におきましては、書面またはインターネットにより事前に議決権行使をいただき、新型コロナウイルス感染症等の感染防止及び株主さまの安全管理の必要から、株主総会当日のご来場を慎重にご判断いただくようお願い申し上げます。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月27日 (火曜日)の当社営業時間終了時(午後5時30分)までに3頁に記載の「郵送(書面)による議決権の行使」または「インターネットによる議決権行使」に記載しました方法により、議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1.日 時	2023年6月28日(水曜日) 午前10時						
2.場 所	横浜市港北区樽町三丁目7番60号 株式会社ヨロズ 本社ビル						
3.会議の目的事項							
報告事項	1. 第78期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類 監査結果報告の件						
	2. 第78期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件						
決議事項	第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件						
	第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件						
	第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件						

以上

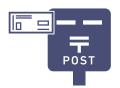
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 代理人による議決権の行使につきましては、当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、代理権を証明する書面として、委任状ならびに委任する株主さま及び代理の株主さまの議決権行使書用紙をご提出ください。株主さまではない代理人及び同伴の方など株主さま以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご了承願います。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症等予防のため、会場内は座席の間隔をとった配置とさせていただいております。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、予めご了承いただきたくお願い申し上げます。なお、今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト(https://www.yorozu-corp.co.jp/)に掲載いたします。
- ◎ 株主総会のお土産のご用意はございません。また、軽食・お飲み物のお渡しもございませんので、何卒ご 理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会決議ご通知は、当社ウェブサイトに掲載予定です。

議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。

株主総会参考書類をご参照のうえ、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

郵送(書面)による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月27日(火) 午後5時30分到着分まで

インターネットによる議決権行使



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスし、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日(火) 午後5時30分まで

詳細は次頁をご覧ください

当日ご出席の株主さま



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、

会場受付にご提出ください。

● ご出席の際には、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2023年6月28日(水) 午前10時

株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ、新型コロナウイルス等の感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、咳などの症状のあるご来場の株主さまにはマスク着用をお願いする場合があるほか、体調不良と見受けられる方のご入場をお断りする場合がございます。 ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権電子行使プラットフォームの利用について

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

行使期限

2023年6月27日(火) 午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使 サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブ サイトにアクセス してください。

2 議決権行使書用紙に記載 された「ログインID・仮パ スワード」を入力しクリック



- ■「ログインID・仮パスワード」 を入力
- ■「ログイン」をクリック

3 新しいパスワードを登録する



- ■「新しいパスワード」を入力
- ■「送信|をクリック

案内に従って賛否 をご入力くださ

以降は、画面の

議決権行使ウェブサイトのロ グインID及び仮パスワード は、同封の議決権行使書用紙 の右下に記載されています。

システム等に 関する お問合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

通話料無料 受付時間 午前9時から午後9時まで

複数回行使された場合の議決権の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合 インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただ きます。

インターネットにより複数回議決権を行使された場合 最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる株主総会のライブ配信のご案内

当社の株主総会をご自分のパソコンやスマートフォンで視聴していただけるように、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を下記のとおり行います。

記

配信日時 2023年6月28日 (水) 午前10時から株主総会終了時刻まで

※ライブ配信の視聴ページは、開始時刻30分前の午前9時30分頃からアクセスできるようになります。

ご視聴の方法

1 パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、以下のQRコードを 読み込むかの方法で、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」(以下、「本ウェブ サイト」) へのアクセスをお願いいたします。 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

URL https://engagement-portal.tr.mufg.jp/



ログインIDは、お手元の議決権行使書裏面の左側に記載の「ログインID」(15桁の半角英数字)、パスワードは、「ログインID」のすぐ↓にある「パスワード」(6桁の半角数字)です。

- ※「ログインID」と「パスワード」は、いずれも議 決権行使書を投函される前に必ずお手元にお残し ください。
- ※本ウェブサイトは、「議決権行使ウェブサイト」と は異なります。



- 2 本ウェブサイトにて、ログインIDおよびパスワードを入力し、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックを入れましたら、「ログイン」をクリックしてください。
- 3 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックをして、「視聴する」をクリックしてください。
- 4 当日ライブ視聴ページが表示されます。

ライブ配信ご視聴にあたってのご注意事項

- (1) ライブ配信を視聴していただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、ライブ配信をご視聴される株主さまは、当日会場にご出席いただく場合と異なり、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行うことができません。郵送またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- (2) 議決権の行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネットによる議決権行使、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願いいたします。
- (3) ご使用のパソコンおよびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、映像や音声に不具合が生じたり、ご視聴いただけない場合がありますので、予めご了承ください。
- (4) ご視聴いただく場合の費用(インターネット接続料金、通信料金等)は株主さまのご負担となります。
- (5) ライブ配信の撮影、録画、録音、保存及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- (6) ご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- (7) 株主総会へご出席される株主さまのプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず、ご出席の株主さまが映ってしまう場合がございますので、ご了承ください。

本ウェブサイトに 関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL: 0120-676-808 (通話料無料)

※受付時間 土・日・祝日を除く午前9時~午後5時 ただし株主総会当日は午前9時~株主総会終了まで

株主総会参考書類

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

取締役6名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役を含め、当社の取締役9名の内4名が東京証券取引所の定める独立社外取締役となり、取締役会は3分の1以上、独立社外取締役で構成されることとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		候補者氏名		年齢	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況	在任 年数
1	し どぉ 志 藤	あき ひこ 昭 <i>彦</i>	再 任	80歳	代表取締役会長、会長執行役員、 最高経営責任者	15回/15回 (100%)	40年
2	さ 藤	tt ん 健	再 任	53歳	取締役、副会長執行役員	15回/15回 (100%)	7年
3	US なか 平中	つとむ 勉	再任	64歳	代表取締役社長、社長執行役員、 最高執行責任者	15回/15回 (100%)	11年
4	vs の 平野	がまれた	再任	62歳	取締役、専務執行役員、最高財務責任者	11回/11回 (100%) ※取締役就任以 降に開催された 取締役会	1年
5	おおした大下	まさ し政 司	再 任 社 外 独 立	67歳	社外取締役	15回/15回 (100%)	5年
6	新谷	ひろ し 弘 史	再 任 社 外 独 立	66歳	社外取締役	15回/15回 (100%)	3年

候補者 番号

どお 志藤 あき ひこ

(1943年1月30日生 満80歳)

再任



- ●所有する当社の株式数 74.074株
- ●取締役在任年数 40年
- ●取締役会出席状況 150/150 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年 4 月 当社入社

1981年10月 当社生産管理部長

1983年 6 月 当社取締役

1988年 6 月 当社常務取締役

1991年 6 月 当社専務取締役

当社代表取締役専務 1992年 6 月

1996年 6 月 当社代表取締役副社長

1998年6月 当社代表取締役社長

2001年6月 当社代表取締役社長、最高経営責任者、最高執行責任者

2008年6月 当社代表取締役会長、最高経営責任者、YGHO統括

2020年 4 月 当社代表取締役会長、会長執行役員、最高経営責任者 現在に至る

■重要な兼職の状況

萬運輸㈱社外取締役 オグラ金属㈱社外取締役

東ホー㈱計外取締役

(㈱アーレスティ社外取締役(監査等委員) *2023年6月退任予定

㈱ユニバンス社外取締役

マークラインズ(株) 計外取締役

取締役候補者とした理由

これまで当社の代表取締役会長として当社グループの経営を担い、強いリーダーシップでグループ全体を牽引 してきた実績と豊富な経営経験に裏打ちされた経営全般に関する高い見識は、当社グループの持続的な成長に貢 献するとともに、取締役会の更なる機能強化に資するため、引き続き取締役として適任と判断しました。

候補者 番号

志藤

(1969年8月29日生 満53歳)

再任



- ●所有する当社の株式数 103,900株
- 取締役在任年数7年
- ●取締役会出席状況 15回/15回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年 5 月 当社入社

2013年 1月 当社経営企画室付部長

けん

2013年 4 月 当社執行役員、経営企画室付部長

2014年 5 月 当社執行役員、㈱ヨロズエンジニアリング代表取締役社長

2014年 6 月 当社執行役員、㈱庄内ヨロズ代表取締役社長、㈱ヨロズエンジニ

アリング代表取締役社長

2016年6月 当社代表取締役社長、最高執行責任者、YGHO副統括

2020年 4 月 当社代表取締役社長、最高執行責任者、ものづくり機能グループ

統括、ヨロズグローバルテクニカルセンター長、日本地域軸長

2021年 4 月 当社取締役、副会長執行役員、長期戦略担当、日本地域軸長

2022年 4 月 当社取締役、副会長執行役員、長期戦略担当、渉外担当、協力会

担当 現在に至る

取締役候補者とした理由

2016年より代表取締役社長として、また2021年4月からは取締役副会長執行役員として、長期的な戦略を担当し、当社グループの経営課題の解消に向けた施策の陣頭指揮を執っております。今後も当社グループの企業価値向上に貢献することが期待できるため、引き続き取締役として適任と判断しました。

候補者 至

ひら なか **エ** つとむ

也 (1958年7月13日生 満64歳)

再任



- ●所有する当社の株式数 27,000株
- ●取締役在任年数 11年
- ●取締役会出席状況 15回/15回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月 日産自動車㈱入社

2003年 4 月 同社第二調達部主管

2004年 4 月 同社 L C V 事業部主管

2005年 4 月 同社第二プロジェクト部次長

2006年 4 月 同社第二プロジェクト部長

2007年 4 月 同社購買管理部長

2012年 4 月 当社入社、執行役員、営業部長

2012年6月 当社取締役、執行役員、YGHO営業機能統括、営業部長

2014年 6 月 当社取締役、常務執行役員、YGHO営業機能統括、営業部長

2015年 6 月 当社取締役、専務執行役員、YGHO営業機能統括、営業部長

2016年 6 月 当社取締役、副社長執行役員、YGHO営業機能統括、

営業部長

2020年 4 月 当社取締役、副社長執行役員、営業・管理機能グループ統括

2021年 4 月 当社代表取締役社長、社長執行役員、最高執行責任者、

ESG推進機能統括

2022年4月 当社代表取締役社長、社長執行役員、最高執行責任者、

経営戦略・ESG推進機能グループ統括 現在に至る

取締役候補者とした理由

これまで当社グループの営業機能統括として的確な状況判断力と比類ない交渉力をもって幾多の販路拡大を指揮し、2021年4月からは代表取締役社長に就任しております。就任後、経営戦略を担うとともに、ESG経営やDX戦略等、幅広く推進しており、今後も当社グループの成長と発展を支えるうえでその経験や知見を取締役会において活かすことが期待できるため、引き続き取締役として適任と判断しました。

候補者 番号

サ 野

のり お

(1961年2月2日生 満62歳)

再 任



- ●所有する当社の株式数 17,300株
- ●取締役在任年数 1年
- ●取締役会出席状況 11回/11回(100%) ※取締役就任以降に開 催された取締役会

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 3 月 当社入社

2008年6月 ヨロズメヒカーナ社社長

2010年 6 月 当社執行役員、ヨロズメヒカーナ社社長

2012年 6 月 当社取締役、執行役員、ヨロズメヒカーナ社社長 2013年 6 月 当社取締役、常務執行役員、ヨロズメヒカーナ社社長

2015年6月 当社常務執行役員、ヨロズメヒカーナ社社長

2016年6月 当社専務執行役員、経営企画室室長

2019年6月 当社専務執行役員、経営企画室室長、ヨロズアメリカ社会長、ヨ

ロズオートモーティブテネシー社会長、ヨロズオートモーティブ アラバマ社会長、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社会長、 ヨロズメヒカーナ社会長、ヨロズオートモーティブグアナファト

デ メヒコ社会長、ヨロズオートモーティバ ド ブラジル社会長

2020年 4 月 当社専務執行役員、経営企画室統括、ヨロズアメリカ社会長、ヨロズオートモーティブテネシー社会長、ヨロズオートモーティブアラバマ社会長、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社会長、ヨロズメヒカーナ社会長、ヨロズオートモーティブグアナファト

ヨロスメヒカーナ社会長、ヨロスオートモーテイフグアナファト デ メヒコ社会長、ヨロズオートモーティバ ド ブラジル社会長

2022年 4 月 当社専務執行役員、財務・管理機能グループ統括

2022年 6 月 当社取締役専務執行役員 最高財務責任者、財務・管理機能グループ統括

2023年 4 月 当社取締役専務執行役員、社長補佐・最高財務責任者、経理・管理機能グループ総括 現在に至る

■重要な兼職の状況

(株)ヨロズ栃木取締役、株)ヨロズ大分取締役、株)ヨロズ愛知取締役 (株)庄内ヨロズ取締役、株)ヨロズエンジニアリング取締役 (株)ヨロズサービス取締役

取締役候補者とした理由

これまで、経理部門をはじめ、海外子会社の経営や米州子会社統括を務めており、経営企画部門では、中期経営計画の策定、管理を担ってまいりました。その豊富な経験と能力に基づく高い見識を有している点を踏まえ、引き続き取締役として適任と判断しました。

候補者 番号 大下 まさし 政司 再任 社外独立



- ●所有する当社の株式数 1,000株
- ●社外取締役在任年数 5年
- ●取締役会出席状況 15回/15回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月 通商産業省(現 経済産業省)入省

2009年7月 日本貿易振興機構 (JETRO)パリ事務所長

2012年 4 月 人事院公務員研修所長

2014年 6 月 人事院人材局長

2016年 3 月 経済産業省 退官

2016年6月 一般社団法人 日本自動車部品工業会 副会長・専務理事(現任)

2018年6月 当社取締役 (現任)

2022年12月 日本自動車部品工業企業年金基金 理事長 (現任)

■重要な兼職の状況

- 一般社団法人 日本自動車部品工業会 副会長・専務理事
- 一般財団法人 日本自動車研究所 理事
- 一般財団法人 機械振興協会 理事
- 日本自動車部品工業企業年金基金 理事長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

2018年6月に当社社外取締役に就任以降、独立した中立的な立場から、当社の経営を監督していただくとともに、これまで経済産業省で培った豊富な経験と知識に基づいて当社の経営に対して有益なご助言をいただいており、引き続き社外取締役として上記の役割を期待できることから適任と判断しました。

また、取締役等の選任や報酬の決定における意思決定に関わるプロセスの透明化及び客観性を高めるため任意に設置した「指名委員会」の委員長および「報酬委員会」の委員を務めていただいております。

なお、同氏は、社外取締役となる方法以外で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、社 外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。 候補者 番号

森谷

ひろ し 中

(1957年5月11日牛 満66歳)

再任 社外 独立



●所有する当社の株式数 0株

- ●社外取締役在任年数 3年
- ●取締役会出席状況 15回/15回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4 月 日産自動車㈱入社

2004年 4 月 同社 V P

2006年 4 月 同社CVP執行役員

2007年 3 月 同社退社

2007年 4 月 カルソニックカンセイ㈱(現 マレリ㈱)常務執行役員

2008年 4 月 同社専務執行役員兼カルソニックカンセイヨーロッパ社会長

2011年 6 月 同社取締役専務執行役員

2012年 4 月 同社取締役副社長執行役員

2013年 4 月 同社代表取締役社長兼最高経営責任者

2018年 4 月 同社代表取締役会長

2019年 1 月 同社会長

2020年6月 当社取締役(現任)

■重要な兼職の状況

マレリホールディングス(株)取締役 (株)シンニッタン社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

2020年6月に当社社外取締役に就任以降、独立した中立的な立場から、当社の経営を監督していただくとともに、自動車業界に長年にわたって携わっておられることから、グローバルな企業の経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づいて当社の経営に対して有益なご助言をいただいており、引き続き上記の役割を期待できることから社外取締役として適任と判断しました。

また、取締役等の選任や報酬の決定における意思決定に関わるプロセスの透明化及び客観性を高めるため任意に設置した「指名委員会」の委員および「報酬委員会」の委員を務めていただいております。

- (注) 1. 大下政司氏及び森谷弘史氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を一般株主と利益相反の恐れがない高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同所に届け出ております。
 - 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - (1)社外取締役候補者大下政司氏と当社との間の特別の利害関係について
 - ・一般社団法人日本自動車部品工業会の副会長・専務理事を務めており、当社と同会との間には会費支払いの取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同会の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満のため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
 - ・一般財団法人日本自動車研究所の理事を務めており、当社と同研究所との間には認証事業での取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同団体の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満のため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
 - ・一般財団法人機械振興協会および日本自動車部品工業企業年金基金と当社との間には特別な利害関係はありません。
 - (2)社外取締役候補者森谷弘史氏と当社との間の特別の利害関係について
 - ・マレリホールディングス株式会社の取締役を務めており、その子会社であるマレリ株式会社と当社との間には 自動車部品の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同社の売上高それぞれに対する 当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満のため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
 - ・株式会社シンニッタンと当社との間には特別な利害関係はありません。
 - 3. 当社は社外取締役大下政司氏及び森谷弘史氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。大下政司氏及び森谷弘史氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。各候補者の選任が承認可決された場合、当社は全候補者を被保険者とする当該保険契約を継続する予定であります。詳細につきましては、「IV. 当社役員に関する事項 2.役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。
 - 5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任についての監査等委員会の意見の概要

監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任について、指名委員会の議論も踏まえ、 各候補者の資質、取締役会全体の実効性、企業価値向上等の観点から、検討を行いました。

その結果、社内取締役の各候補者については、深い専門性、豊富な経験、取締役としての適格性を有し、当社の中長期的な業績向上に資する体制が構築されることから、また社外取締役の各候補者については、独立性が確保されており、国際性、幅広い産業政策の知見、あるいは自動車業界における豊富な経営経験を有し、当社の取締役会の議論の深化に貢献していることから、監査等委員会は、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	候補者氏名			年齢	現在の当社における地位・担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	在任 年数
1	三浦	さとし 聡	再任	62歳	取締役(監査等委員)	15回/15回 (100%)	13回/13回 (100%)	2年
2	っ ^じ 辻	ちが千晶	再任 社外 独立	70歳	社外取締役 (監査等委員)	15回/15回 (100%)	13回/13回 (100%)	6年
3	ぉがゎs		再 任 社 外 独 立	60歳	社外取締役(監査等委員)	15回/15回 (100%)	13回/13回 (100%)	6年

候補者 番号 声浦

さとし **日公**

(1961年6月15日牛 満62歳)

再任



- ●所有する当社の株式数 277.583株
- ●取締役(監査等委員)在任年数 2年
- ●取締役会出席状況 15回/15回(100%)
- ●監査等委員会出席状況 13回/13回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年8月 当社入社

2008年6月 当社執行役員、調達部長

2009年 7 月 当社執行役員、广州萬宝井汽車部件有限公司総経理

2012年 1 月 当社執行役員、経営企画室付部長

2012年 6 月 当社取締役執行役員、経営企画室長

2013年6月 当社取締役常務執行役員、経営企画室長、广州萬宝井汽車部件有

限公司董事長、武漢萬宝井汽車部件有限公司董事長

2014年6月 当社取締役常務執行役員、調達部長、生産管理部長

2015年 6 月 当社常務執行役員、調達部長、生産管理部長

2017年6月 当社専務執行役員、調達部長、生産管理部長

2019年6月 当社専務執行役員、調達部長

2021年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)

■重要な兼職の状況

オグラ金属㈱社外監査役

(株)ヨロズ栃木監査役、(株)ヨロズ大分監査役、(株)ヨロズ愛知監査役、

㈱庁内ヨロズ監査役、㈱ヨロズエンジニアリング監査役、

㈱ヨロズサービス監査役

广州萬宝井汽車部件有限公司監事

武漢萬宝井汽車部件有限公司監事

監査等委員である取締役候補者とした理由

海外子会社、経営企画、生産管理・調達部門の業務経験により培った幅広い知見と高い見識を活かして、監査 等委員である取締役の役割を適切に果たすことができると期待できるため、引き続き、監査等委員である取締役 として適任と判断しました。 候補者 番号

つじ

5 be

(1953年4月29日生 満70歳)

再 任

社 外 独 立



- ●所有する当社の株式数 8.200株
- ●社外取締役(監査等委員)在任年数 6年
- ●取締役会出席状況 15回/15回(100%)
- ●監査等委員会出席状況 13回/13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 弁護十登録(東京弁護十会)

1979年 4 月 山本栄則法律事務所所属

1990年10月 ドイツ弁護士 (日本法) 資格取得

1990年10月 ペーター・バイヤー法律事務所 (ドイツ) パートナー

2001年7月 吉岡・辻総合法律事務所パートナー弁護士

2004年 4 月 山梨学院大学法科大学院教授

2017年 6 月 当社取締役(監査等委員)(現任)

2019年 7 月 法律事務所キノール東京 パートナー弁護士 (現任)

2021年6月 株式会社タカラレーベン(現 MIRARTHホールディングス株式会

社) 社外取締役 (現任)

2022年6月 森六ホールディングス株式会社社外監査役(現任)

■重要な兼職の状況

MIRARTHホールディングス㈱社外取締役

森六ホールディングス㈱社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

同氏は2017年6月に監査等委員である取締役に就任以降、日本のみならずドイツ弁護士として培ってこられた専門知識とこれまでの豊富な経験に基づいて、取締役会等において、客観的な視点から積極的なご意見をいただいております。同氏のこのような専門知識や経験と、今までいただいた意見やアドバイスが引き続き当社グループの経営の監督・監査に活かしていただけると期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者として適任と判断しました。

なお、同氏は、社外取締役(監査等委員)等となる方法以外で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

また、同氏は取締役等の選任や報酬の決定における意思決定に関わるプロセスの透明化及び客観性を高めるため任意に設置した「指名委員会」および「報酬委員会」の委員を務めていただいております。

展補者 3 小川千恵子

(1963年2月14日牛 満60歳)

再任

社 外 独 立



- ●所有する当社の株式数 9.500株
- ●社外取締役(監査等委員)在任年数 6年
- ●取締役会出席状況 15回/15回(100%)
- ●監査等委員会出席状況 13回/13回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年 4 月 公認会計士登録

2006年2月 監査法人日本橋事務所勤務

2010年 7 月 リソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン株式会社勤務

2010年 9 月 米国公認会計士登録(ワシントン州ライセンス取得)

2014年2月 税理十登録

2014年 3 月 小川会計事務所開業 (現任)

2017年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)

■重要な兼職の状況

戸田市代表監査委員

株式会社セブン銀行 社外監査役 *2023年6月就任予定

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

同氏は2017年6月に監査等委員である取締役に就任以降、日本のみならず米国公認会計士として培ってこられた専門知識とこれまでの豊富な経験に基づいて、取締役会等において、客観的な視点から的確なご意見をいただいております。同氏のこのような専門知識や経験と、今までいただいた意見やアドバイスが引き続き当社グループの経営の監督・監査に活かしていただけると期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者として適任と判断しました。

なお、同氏は、社外取締役(監査等委員)等となる方法以外で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

また、取締役等の選任や報酬の決定における意思決定に関わるプロセスの透明化及び客観性を高めるため任意に設置した「指名委員会」の委員および「報酬委員会」の委員長を務めていただいております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 辻千晶氏および小川千恵子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を一般株主と利益相反の恐れがない高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同所に届け出ております。
 - 3. 当社は監査等委員である取締役三浦聡氏、辻千晶氏、小川千恵子氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認可決された場合、当社は各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該 保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を 受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。三浦聡氏、辻千晶氏と小川千恵子 氏の選任が承認可決された場合、当社は各氏を被保険者とする当該保険契約を継続する予定であります。詳細につきましては、「IV. 当社役員に関する事項 2.役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等 委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

(1956年8月23日生 満66歳)

再任 社外独立



略歴及び重要な兼職の状況

1988年 4 月 弁護士登録 (東京弁護士会)

1992年 4月 岡田・斎藤法律事務所開設

2006年 4 月 関東弁護士会連合会常務理事

2007年 4 月 東京家事調停協会理事

2009年 4 月 斎藤総合法律事務所開設 現在に至る

■重要な兼職の状況

国際計測器㈱社外監査役

●所有する当社の株式数 Ω株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士として培ってこられた専門知識とこれまでの豊富な経験を当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の 実効性強化等に貢献していただけるものと期待できることから、補欠の監査等委員である取締役(社外取締役) として適任と判断しました。

なお、同氏は、社外監査役となる方法以外で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 斎藤一彦氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、就任する場合は独立役員として届け出る予定であります。
 - 3. 斎藤一彦氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第1項に定める 損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該 保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を 受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。本議案が承認可決され、同氏が社 外取締役に選任された場合は、同氏を被保険者とする当該保険契約を締結する予定であります。

(ご参考) 取締役のスキルマトリックス

第1号議案および第2号議案が原案どおり可決された場合、当社の役員の構成、および役員の有する主な知見や経験は次のとおりとなります。

氏名				役員の有する主な知見や経験						
		役職	性別	グローバル	自動車産業	経営	法務・コンプ ライアンス・ CSR・ガバ ナンス	財務・会計	ものづくり (製造・調 達・品質)	営業・マー ケティング
志藤	昭彦	代表取締役会長 会長執行役員	男性	0	0	0	0		0	0
志藤	健	取締役 副会長執行役員	男性	0	0	0		0	\circ	0
平中	勉	代表取締役社長 社長執行役員	男性	0	0	0		0	0	0
平野	紀夫	取締役 専務執行役員	男性	0	0	0		0	0	0
大下	政司	取締役 社外 独立	男性	0	0	0	0			
森谷	弘史	取締役 社外 独立	男性	0	0	0	0			0
三浦	聡	取締役 (常勤監査等委員)	男性	0	0	0	0	0	0	
辻	千晶	取締役 社外 (監査等委員) 独立	女性	0	0		0			
小川=		取締役 社外 (監査等委員) 独立	女性	0	0		0	0		
										INI L

以上

事業報告(2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)

I. 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した原材料や物流 費等の高騰が世界的なインフレの進行にも繋がり、各国の金融引き締めによる対応策は景気回復 にも影響を及ぼしました。

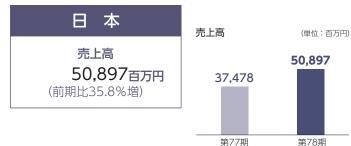
当社グループの関連する自動車産業の生産台数は、緩やかな回復基調となっておりますが、いまだに半導体不足等の影響は継続しており、不透明な状況にあります。

このような状況下において当社グループの売上高は、鋼材価格の上昇や円安に伴う換算の影響により、前期比26.1%増の160,560百万円となりました。営業利益は、生産台数の変動に合わせた操業体制の徹底や固定費の圧縮効果などにより、前期比約47.3%増の3,088百万円となりました。経常利益は営業利益での増加もあり、前期比31.0%増の2,992百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比62.3%増の1,422百万円となりました。

なお、連結決算における海外子会社損益の円換算には、各子会社決算期の平均レートを使用しており、当連結会計年度の米ドルレート(1~12月)は、131.62円/ドル(前連結会計年度は109.90円/ドル)であります。

売上高	160,560百万円 (前期比26.1%增)	営業利益	3,088百万円 (前期比47.3%增)
経常利益	2,992 百万円 (前期比31.0%增)	親会社株主 に帰属する 当期純利益	1,422 百万円 (前期比62.3%增)

セグメントの状況は、以下のとおりであります。



売上高は、生産台数の増加に加え、鋼材価格の上昇やロイヤルティ収入の増加などにより、前期比35.8%増の50,897百万円となりました。営業利益は、海外からのロイヤルティの増加などにより、前期比2.1倍の2,285百万円になりました。





(2023年3月期)

(2022年3月期)

売上高は、メキシコの生産台数が減少した影響で、米州全体でも減少したものの、鋼材価格の上昇や円安に伴う換算の影響などにより前期比26.3%増の58,254百万円となりました。営業損益は、生産台数減少の影響を受けて前期比242百万円減となり、1,152百万円の損失となりました。





売上高は、主に中国の生産台数減少の 影響で、アジア全体でも減少したものの、 鋼材価格の上昇や円安に伴う換算の影響 などにより、前期比17.2%増の59,252百 万円となりました。営業利益は、生産が減 少したものの、生産終了となったプロジェ クト生産設備の補償などにより前期比1.4% 増の1,622百万円となりました。

2. 対処すべき課題

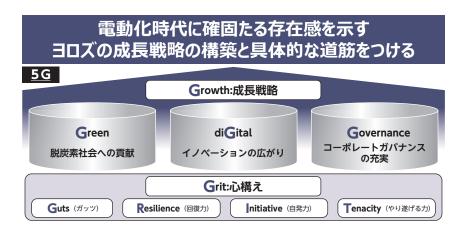
新型コロナウイルス感染症の収束への動きや、中国におけるゼロコロナ政策の転換など全体として世界経済には明るい兆しがあるものの、世界的なインフレとその抑制のための金融引き締めや、地政学リスクなどによる混乱は、世界経済のコロナ禍からの回復に大きなリスクを与え続けています。

自動車産業においては、エネルギー価格の上昇等、資源・原材料価格は高止まっており、自動車生産の阻害要因となっていた半導体の供給不足についても完全な解消には、依然として不透明感が漂っています。

また、世界規模で気候変動の影響が深刻化するなかで各国の環境規制強化が進み、それに伴い自動車もカーボンニュートラルに向けてEV化へ大きくシフトしていくと思われます。

このように当社を取り巻く事業環境は、世界経済、市場動向等あらゆる面で変化が常態化し、変化のスピードも加速しています。

当社グループは、2021年度にスタートした中期経営計画『Yorozu Sustainability Plan 2023 (YSP2023)』(計画年度:2021~2023 年度)に沿って、このような予測困難な時代に対応し生き残るための変革を推し進めています。最終年度となる今年度は、昨年度から進める「電動化時代に確固たる存在感を示す成長戦略を構築する」ために独自に定義した「5G*」を加速して諸課題に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。 $*^{5}G$



YSP2023で取り組んでいる諸課題に対し、特に今後「5G」で強化していく分野の取り組みについて紹介します。

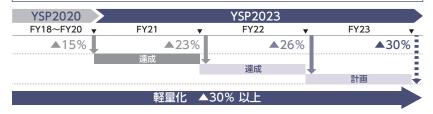
成長に向けた新技術・新工法と拡販

私たちは、自動車のサスペンション部品を通じて、社会やお客様に貢献するLCA(ライフサイクルアセスメント)のCO2排出量削減技術の確立に向け、製品軽量化および材料置換による材料製造時のCO2排出量削減に取り組んでまいりました。電動車向けの新製品の投入は最優先の課題であり、将来の成長のために3つの方向性に向かって引き続き取り組んでいます。

新技術・新工法開発

取り組みの方向性

- CO2排出量削減に寄与する鉄製品の提案強化
 - ・新プレス構造アーム
 - 材料置換アーム
 - ・新設計バーリング構造
 - ・マルチマテリアル構造
- 超ハイテン材(980MPa)の製品化による軽量化
- EVに要求される静粛性向上への対応



■CO2排出量削減に寄与する鉄製品の提案強化

2022年度には新プレス構造アームと材料置換アームの2つで、当社の特許技術を活用した新製品を日産自動車㈱、トヨタ自動車㈱の新しい電動車へ採用していただきました。この技術は、2023年度以降も他の新車で採用されるよう活動してまいります。

新技術・新工法開発 開発アイテム事例

■ CO2排出量削減に寄与する特許技術



新プレス構造アーム (重量 11% ※CO2削減 2.0K ton)

従来構成部品を溶接して接合していたものを、一枚の鋼板で製品を成形する事に成功





トヨタ プリウス(HEV/PHEV) リアロアアーム





特許 技術

材料置換アーム

(※CO2削減▲28.1K ton)

アルミ部品を鉄製品に置き換える事で、 材料製造時のCO2排出量を削減できる だけでなく、高い剛性も実現する事に成功



日産 セレナ(e-POWER)

□ フロントロアアーム ※ライフ6年、20万台/年 車種にご採用頂いた場合で試算

■超ハイテン材 (980MPa) 製品化での軽量化貢献

超ハイテン材を使用し板厚を薄くするプレス成形および溶接技術の開発に長年取り組んできた結果、製品化することができ、2023年度に市場投入することが決まりました。 今後、当社の生産拠点で保有する超ハイテン材に対応できる高性能大型プレス機を活用し、さらなる市場拡大を目指してまいります。

■EVに求められる静粛性向上への対応

自動車のEV化に伴い、従来の車(内燃機関車)とは比にならない静粛性が求められています。私たちはそういったEV車両特有の性能の向上も視野に音振性能等の要素技術開発に取り組んでまいります。

拡販に向けた東海地区新拠点の立ち上げ

東海地区新拠点は、2022年11月に着工し、2023年度中の稼働開始を目指し準備を進めています。ここで使用する電力は全て自社内に設置する太陽光発電を含むグリーン電力により賄い、さらには塗装ボイラーの熱源も含めて、CO2排出量"ゼロ"を実現します。

また、地域と一体となりカーボンニュートラルや自然災害が発生した際の対応などさまざま々な課題へ取り組み、積極的に地域との共生を進めてまいります。

こういった環境への対応や地域との取り組みを企業の競争力として訴求し、またご評価いただくことで、お客様が計画する多くのEVへ製品を供給する、拡販の中心拠点として位置付けてまいります。

成長の基盤としてのESG経営の推進

私たちは豊かで持続的な社会の形成に貢献するため、ESG経営を経営の軸として積極的に取り組んでまいりました。社会課題の解決に取り組むことは企業の責任であり将来の成長の基盤だと考えております。引き続き、真摯に着実に取り組んでまいります。

■E:環境

2022年に新たに設置したカーボンニュートラル推進室を中心に取り組みを加速し、2022年度までに国内4事業所(ヨロズ大分、本社、庄内ヨロズ、ヨロズエンジニアリング)の消費電力を100%グリーン電力へ切り替えました。

本社の切り替えに際しては9月に『かながわ再エネ電力利用事業者』の認定をいただきました。これにより国内では▲48%のCO2排出量削減を達成しました。

海外拠点を含めて、自社使用におけるCO2排出量削減計画の促進を図るとともに、国内では取引先と協同でのCO2排出量削減取り組みに着手しました。

引き続き、全社を挙げて環境問題に取り組んでまいります。

■ S:社会

働き方改革から働きがい改革への取り組みを推進しております。私たちが目指す働きがいとは、この会社でずっと働きたい、この会社にいられて良かったと一人一人に感じてもらうことです。そのような職場づくりに引き続き取り組むとともに、当社のグローバルでの成長を支える全従業員の人財育成を進めてまいります。

健康経営の取り組みに対しては、社会からの評価もいただき以下の認定を取得しています。

- ・2021年11月 『プラチナえるぼし』 神奈川県初、製造業初 女性活躍推進法に基づき活躍推進の状況などが優良な企業へ認定されるもので、現在 も継続しております。
- ・2023年3月 『健康経営優良法人2023 (大規模法人部門)』 健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する取り組みが優良であると認められるもので、2021年から3年連続で認定されました。

2023年度には、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てサポート企業として厚生労働大臣に認定される「くるみん」取得を目指し、一般事業主計画の策定と目標達成に向けたさまざまな取り組みを進めてまいります。

■G:ガバナンス

今後も透明性のある高いガバナンス水準を維持し持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。また、取締役会の実効性評価の分析・評価の独立性・客観性をより高める観点から、2022年度の取締役会の実効性について、第三者機関による評価を実施しました。今後課題を抽出し、改善策を検討・実行してまいります。

株主還元方針

配当による株主還元を基本に、目標配当性向を35%以上としつつ、持続的な配当を目指します。

なお、東証からの『資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応』の要請については、当社から発信する資料などにおいて、現状評価や方針・目標などを順次開示してまいります。

3. 設備投資等の状況

当社グループは中期経営計画 (YSP2023) の「安定した収益」の取り組みにおいて、案件ごとに売上高固定費率の目標をもって投資内容の検証と管理を行なっています。

2022年度投資計画は、当初計画5,984百万円に対し新拠点設立により125%増の13,477百万円に変更しました。しかし、徐々に新型コロナウイルス感染症が落着きを見せつつも、半導体不足の影響は収束が見えず、自動車メーカーが減産を余儀なくされている状況を受け、当初計画に対して増強投資を一時凍結し、また3R*の徹底によって新規の投資アイテムを絞りこむことで投資額を低減させました。その結果、当連結会計年度における設備投資の総額は、前期比108%増(2021年度実績3,367百万円)となる6,997百万円になりました。引き続き性能・価格面だけでなく、車両のライフサイクルを通してカーボンニュートラルに寄与する製品開発と、東海地区新工場を含む当社グループの競争力あるものづくりに向けた設備開発を推進してまいります。*3R:リデュース、リュース、リサイクル

4. 資金調達の状況

当連結会計年度において当社グループは、以下のとおり12,105百万円を銀行借入等により調達いたしました。

会社名	金額	主な資金使途
当社	11,000百万円	設備投資及び借入金返済
ヨロズオートモーティブテネシー社	1,105百万円	設備投資及び借入金返済

5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- 7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継該当事項はありません。
- 8. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

9. 財産及び損益の状況

期別項目	第 75 期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	第 76 期 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	第 77 期 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	第 78 期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売 上 高			127,316 ^{百万円}	160,560 ^{百万円}
親会社株主に帰属する当期純利	△12,933 ^{百万円}	△6,195 ^{百万円}	876 ^{百万円}	1,422 ^{百万円}
1 株当たり当期純利益	E △544.05 ^円	△259.07 円	36.55 円	59.00 円
総資産	139,700 ^{百万円}	134,723 百万円	133,992 ^{百万円}	
純 資 産	74,550 ^{百万円}	65,738百万円	70,378百万円	77,439 ^{百万円}
1 株当たり純資産	2,507.05	2,229.87	2,374.88 円	2,635.58

10. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社ヨロズ栃木	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
株式会社ヨロズ大分	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 愛 知	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
株 式 会 社 庄 内 ヨ ロ ズ	100百 万 円	100.00%	自動車部品製造
株式会社ヨロズエンジニアリング	100百 万 円	100.00%	生産設備製造
株式会社ヨロズサービス	10百 万 円	100.00%	保険代理業・人材派遣・業務請負他
ョ ロ ズ ア メ リ カ 社	192百万米ドル	100.00%	米国持株会社
ヨロズオートモーティブテネシー社	95百万米ドル	85.01% (85.01%)	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブアラバマ社	100百万米ドル	93.00% (93.00%)	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブノースアメリカ社	20百万米ドル	100.00% (100.00%)	自動車部品製造(休止中)
ョ ロ ズ メ ヒ カ ー ナ 社	754百万墨ペソ	89.37%	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブグアナファト デ メヒコ社	1,853百万墨ペソ	96.71% (2.35%)	自動車部品製造
ヨロズオートモーティバ ド ブラジル社	250百万レアル	100.00%	自動車部品製造
ョ ロ ズ タ イ ラ ン ド 社	1,800百万泰バーツ	90.00%	自動車部品製造
ワイ・オグラオートモーティブタイランド社	1,383百万泰バーツ	88.98% (7.23%)	自動車部品製造
ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社	65百万泰バーツ	100.00% (100.00%)	生産設備製造
广州萬宝井汽車部件有限公司	189百万人民元	51.00%	自動車部品製造
武漢萬宝井汽車部件有限公司	276百万人民元	51.00%	自動車部品製造
ヨロズJBMオートモーティブ タミルナドゥ社	4,000百万ルピー	97.50%	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブインドネシア社	770,000百万ルピア	100.00%	自動車部品製造

⁽注) 議決権比率欄の() 内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

11. 主要な事業の内容(2023年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社20社で構成され、自動車用の機構部品、車体部品及び機関部品並びに金型・設備の製造、販売を主な事業内容とし、更に各事業に関連する物流、研究及びサービス等の事業活動を展開しております。

12. 主要な事業所及び工場 (2023年3月31日現在)

会 社 名	所 在 地	備考	
当 社	神奈川県横浜市	各社の本店所	
株式会社ヨロズ栃木	栃木県小山市	- 在地を所在地 - として記載し	
株式会社ヨロズ大分	大分県中津市	ております。	
株式会社ヨロズ愛知	愛知県名古屋市	_	
株 式 会 社 庄 内 ヨ ロ ズ	山形県鶴岡市	_	
株式会社ヨロズエンジニアリング	山形県東田川郡三川町	_	
株式会社ヨロズサービス	神奈川県横浜市	_	
ョ ロ ズ ア メ リ カ 社	米国テネシー州	_	
ヨロズオートモーティブテネシー社	米国テネシー州	_	
ヨロズオートモーティブアラバマ社	米国アラバマ州	_	
ヨロズオートモーティブノースアメリカ社	米国ミシガン州	_	
ョ ロ ズ メ ヒ カ ー ナ 社	メキシコ国アグアスカリエンテス州	_	
ヨロズオートモーティブグアナファト デ メヒコ社	メキシコ国グアナファト州	_	
ヨロズオートモーティバ ド ブラジル社	ブラジル国リオデジャネイロ州	_	
ョ ロ ズ タ イ ラ ン ド 社	タイ国ラヨン県	_	
ワイ・オグラオートモーティブタイランド社	タイ国ラヨン県	_	
ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社	タイ国ラヨン県	_	
广州萬宝井汽車部件有限公司	中国広東省广州市花都区	_	
武漢萬宝井汽車部件有限公司	中国湖北省武漢市経済技術開発区	_	
ヨロズJBMオートモーティブ タミルナドゥ社	インド国タミルナドゥ州	_	
ヨロズオートモーティブインドネシア社	インドネシア国西ジャワ州		

13. 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数(名)	前期末比増減(名)
5,726	60 (増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 - 2. 臨時従業員739名は上記人員に含んでおりません。

14. 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

			借	入		先			借入金残高(百万円)
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行	10,044
株	式	会	÷ 7	生	横	浜	銀	行	9,539
株	式	会	社	Ξ	菱	UFJ	銀	行	7,972
株	式	会	社	Ξ	井 1	住 友	銀	行	4,178

15. その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 当社の株式に関する事項(2023年3月31日現在)

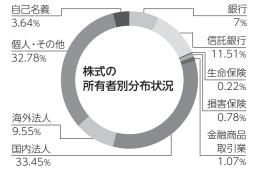
1. 発行可能株式総数 64,000,000株

2. 発行済株式の総数 25,055,636株

(自己株式 912,933株を含む)

3. 株主総数 32,970名

(前期末比 9,445名増)



4. 大株主

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社シティインデックスイレブンス	2,370	9.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,856	7.69
株式会社志藤ホールディングス	883	3.66
JFEスチール株式会社	843	3.49
株式会社みずほ銀行	842	3.49
株式会社横浜銀行	842	3.49
スズキ株式会社	800	3.31
三菱UFJ信託銀行株式会社	682	2.82
日産トレーデイング株式会社	533	2.21
J F E 商事株式会社	398	1.65

- (注) 1. 当社は、自己株式912千株を保有しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

(1) 譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、当社は2022年7月11日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月2日付で取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)4名、執行役員及び理事23名、従業員7名、当社子会社の従業員2名に対して自己株式110.300株の処分を完了いたしました。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)	48,600株	4名

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		株式会社ヨロズ2 発行新株予線		株式会社ヨロズ2 発行新株予約	
発行決議日]	2009年11月16日		2010年11月18日	
新株予約権	の発行価格	無償		無償	
新株予約権	の払込金額	新株予約権1個あたり (1株あたり911円90		新株予約権1個あた (1株あたり1,173円1	
	配行使に際して 財産の価格	株式1株あたり1円		株式1株あたり1円	
新株予約権	の行使期間	2009年12月3日から 2039年12月2日まで		2010年12月4日から 2040年12月3日まで	
新株予約権	の行使の条件	(注2)		(注2)	
_新株予約権	の譲渡に関する事項	(注3)		(注3)	
_新株予約権	の取得事由	(注4)		(注4)	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	111個 11,100株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	148個 14,800株 2名
	監査等委員である取 締役(社外取締役を 除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	11個 1,100株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	10個 1,000株 1名

		株式会社ヨロズ2011年度 発行新株予約権		株式会社ヨロズ2012年度 発行新株予約権	
発行決議日		2011年11月15日		2012年11月13日	
新株予約権	の発行価格	無償		無償	
新株予約権	の払込金額	新株予約権1個あたり1 (1株あたり1,512円1		新株予約権1個あたり9 (1株あたり942円47	
	の行使に際して 財産の価格	株式1株あたり1円		株式1株あたり1円	
新株予約権	の行使期間	2011年12月3日から 2041年12月2日まで		2012年12月4日から 2042年12月3日まで	
新株予約権	の行使の条件	(注2)		(注2)	
新株予約権	の譲渡に関する事項	(注3)		(注3)	
新株予約権	の取得事由	(注4)		(注4)	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	131個 13,100株 2名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	256個 25,600株 3名
	監査等委員である取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	8個 800株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	17個 1,700株 1名

		株式会社ヨロズ20 発行新株予約		株式会社ヨロズ2014年度 発行新株予約権		
発行決議日]	2013年11月12日		2014年11月15日		
新株予約権	の発行価格	無償		無償		
新株予約権	の払込金額	新株予約権1個あたり161,203円 (1株あたり1,612円03銭)(注1)		新株予約権1個あたり (1株あたり1,766円3		
	の行使に際して 財産の価格	株式1株あたり1円		株式1株あたり1円		
新株予約権	の行使期間	2013年12月3日から 2043年12月2日まで		2014年12月4日から 2044年12月3日まで		
新株予約権	の行使の条件	(注2)		(注2)	_	
新株予約権	の譲渡に関する事項	(注3)		(注3)		
新株予約権	の取得事由	(注4)		(注4)	_	
役員の	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	159個 15,900株 4名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	153個 15,300株 4名	
保有状況	監査等委員である取 締役(社外取締役を 除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	15個 1,500株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	12個 1,200株 1名	

		株式会社ヨロズ20		株式会社ヨロズ2		
		発行新株予約]権	発行新株予約	り権	
発行決議日		2015年11月10日		2016年11月10日		
新株予約権	の発行価格	無償		無償		
新株予約権	の払込金額	新株予約権1個あたり199,446円 (1株あたり1,994円46銭)(注1)		新株予約権1個あたり99,504円 (1株あたり995円04銭)(注1)		
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式1株あたり1円		株式1株あたり1円		
新株予約権	の行使期間	2015年12月2日から 2045年12月1日まで		2016年12月2日から 2046年12月1日まで		
新株予約権	の行使の条件	(注2)		(注2)		
新株予約権	の譲渡に関する事項	(注3)		(注3)		
新株予約権	の取得事由	(注4)		(注4)		
役員の	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	152個 15,200株 4名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	481個 48,100株 4名	
保有状況	監査等委員である取 締役(社外取締役を 除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	13個 1,300株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	30個 3,000株 1名	

		株式会社ヨロズ20 発行新株予約		株式会社ヨロズ20 発行新株予約	
発行決議日]	2017年11月13日		2018年11月13日	
新株予約権	の発行価格	無償		無償	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個あたり173,801円 (1株あたり1,738円01銭)(注1)		新株予約権1個あたり92,582円 (1株あたり925円82銭)(注1)	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価格		株式1株あたり1円		株式1株あたり1円	
新株予約権	の行使期間	2017年12月2日から 2047年12月1日まで		2018年12月4日から 2048年12月3日まで	
新株予約権	の行使の条件	(注2)		(注2)	
新株予約権	の譲渡に関する事項	(注3)		(注3)	
新株予約権	の取得事由	(注4)		(注4)	
役員の	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	236個 23,600株 4名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	425個 42,500株 4名
保有状況	監査等委員である取 締役(社外取締役を 除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	23個 2,300株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	31個 3,100株 1名

		株式会社ヨロズ2019年度			
		発行新株予約権			
発行決議日		2019年11月6日			
新株予約権	の発行価格	無償			
新株予約権	の払込金額	新株予約権1個あたり9 (1株あたり925円68			
	の行使に際して 財産の価格	株式1株あたり1円			
新株予約権	の行使期間	2019年12月3日から 2049年12月2日まで			
新株予約権	の行使の条件	(注2)			
新株予約権	の譲渡に関する事項	(注3)			
新株予約権	の取得事由	(注4)			
役員の	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	371個 37,100株 4名		
保有状況	監査等委員である取 締役(社外取締役を 除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	40個 4,000株 1名		

- (注1) 新株予約権の払込金額 募集新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを 割当日において合意相殺する。
- (注2) 新株予約権の行使条件 上記の行使期間内において、当社の取締役・執行役員及び理事の地位を喪失した日または従業員の身分 を喪失した日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができる。その他の条 件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予 約権割当契約書」によるものとする。
- (注3) 新株予約権の譲渡に関する事項 本新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分ができないものとする。
- (注4) 新株予約権の取得事由 新株予約権者が、法令または当社の内部規定に対して重大な違反をした場合において、当社は新株予約 権者の新株予約権全部を無償で取得することができるものとする。その他の取得事由及び条件について は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契 約書」によるものとする。
- (注5) 監査等委員である取締役に付与している新株予約権は全て監査等委員である取締役就任前に付与された ものであります。
- (注6) 2020年度より、新株予約権の付与に代えて、役員報酬として譲渡制限付株式を付与しております。
 - 2. 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況 該当する事項はありません。
 - 3. その他新株予約権等に関する重要な事項 該当する事項はありません。

Ⅳ. 当社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

当社におけ	ける地	位	氏		3	名	担当及び重要な兼職の状況
◎取 締 役	会 会	長	志	藤	昭	彦	【会長執行役員、最高経営責任者】 萬運輸㈱社外取締役、オグラ金属㈱社外取締役、東ホー㈱社外取 締役、㈱アーレスティ社外取締役(監査等委員)、㈱ユニバンス 社外取締役、マークラインズ㈱社外取締役
取 締	Ť	役	志	藤		健	【副会長執行役員、長期戦略担当、渉外担当、協力会担当】
◎取締役	3 社	長	平	中		勉	【社長執行役員、最高執行責任者、経営戦略・ESG推進機能グループ統括】
〇取	締	役	平	野	紀	夫	【専務執行役員、最高財務責任者、財務・管理機能グループ統括】 (株)ヨロズ栃木取締役、(株)ヨロズナ分取締役、(株)ヨロズ愛知取締役、(株)庄内ヨロズ取締役、(株)ヨロズエンジニアリング取締役、(株)ヨロズサービス取締役
※取 統	Ť	役	大	下	政	司	(一社) 日本自動車部品工業会副会長・専務理事、(一財) 日本 自動車研究所理事、(一財) 機械振興協会理事、日本自動車部品 工業企業年金基金理事長
※取 締	Ť	役	森	谷	弘	史	マレリホールディングス㈱取締役 ㈱シンニッタン社外取締役
取 統(常勤監査	1-	役 員)	Ξ	浦		聡	(株) ヨロズ栃木監査役、(株) ヨロズ大分監査役、(株) ヨロズ愛知監査役、(株) 日ロズ 監査役、(株) ヨロズエンジニアリング監査役、(株) ヨロズサービス監査役、广州萬宝井汽車部件有限公司監事、武漢萬宝井汽車部件有限公司監事、オグラ金属(株社外監査役
※取		役 員)	辻		千	晶	弁護士 MIRARTHホールディングス㈱社外取締役 森六ホールディングス㈱社外監査役
※取 紙		役 員)	小	Ш	千恵	寻	公認会計士 戸田市代表監査委員

- (注) 1. ◎印は代表取締役であります。
 - 2. ※印は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 3. ○印は2022年6月27日開催の第77回定時株主総会で新たに選任された取締役であります。
 - 4. 社外取締役大下政司氏及び森谷弘史氏、監査等委員である社外取締役辻千晶氏及び小川千恵子氏は、東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。また、小川千恵子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社の非業務執行取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会の決議により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けました。本規定に基づき、当社は、社外取締役大下政司氏、森谷弘史氏及び監査等委員である取締役全員と当契約を締結しております。当契約に基づく賠償の限度額は、法定で定める最低責任限度額です。

6. 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由 監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるために、質の高い社内情報の収集、及び会計監査 人・内部統制所管部門等との密接な連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役員、理事及び子会社の取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、認識していたと判断できる合理的な理由がある場合など、補填されない一定の免責事由があります。なお、2024年3月に同内容での更新を予定しております。

3. 取締役の報酬等の額

- (1)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
- ①基本方針の決定方法

当社は、客観性・透明性が保たれるよう任意の報酬委員会(以下、「報酬委員会」といいます。)で、本方針が、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するかどうかという観点等から、本方針の答申・審議を行い、その後取締役会の決議により決定いたします。

②基本方針の内容の概要

取締役の報酬の基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを方針としています。また、業務執行、経営監督機能に応じてそれぞれが適切な役割を担い能力を発揮できるよう「役員報酬及び役員賞与支給規程」を定めております。

当該規程に基づき、報酬委員会において、株主総会で承認を受けた取締役報酬総額の範囲で 評価を行い、協議した上で、取締役会で個別の報酬額を決定します。

(ア) 取締役の個人別の報酬等(下記(イ)以外)の額又はその算定方法の決定方針 取締役の固定報酬は、基本報酬と短期インセンティブである賞与、中長期インセンティブで ある株式報酬から構成されています。 固定報酬は、職位、職責、期初に割り振られた業務目標、当社の業績、従業員給与の水準、 在任年数を考慮しながら、「役員報酬及び役員賞与支給規程」と「譲渡制限付株式報酬規程」に 基づき総合的に勘案して評価しています。

監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

(イ)業績連動報酬等に係る業績指標の内容、業績連動報酬等の額の算定方法の決定方針 取締役の業績連動報酬は、金銭報酬である事業年度業績を反映した業績連動賞与と株式報酬 である中期経営計画業績を反映した非金銭報酬から構成されています。

業績連動部分は、事業年度の業績向上に対する意識を高めるため連結営業利益の目標値に対する達成度と中期経営計画の連結営業利益の目標値に対する達成度に応じて算出された額を毎年、一定の時期に「役員報酬及び役員賞与支給規程」と「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき支給します。目標となる業績指標とその値は、事業年度計画と中期経営計画と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえ、見直しを行っております。

(ウ) 非金銭報酬等の内容、その数の算定方法の決定方針

中長期インセンティブである株式報酬は(ア)の基本報酬に応じた非業績連動部分と、中期経営計画業績を反映した(イ)の業績連動部分から構成されており、「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき評価しています。業績連動部分は、中期経営計画の連結営業利益の目標値に対する各年度の達成度に応じて支払うものとし、毎年一定の時期に「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき支給します。目標となる業績指標とその値は、事業年度計画と中期経営計画と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえ、見直しを行っております。

(工) 取締役の個人別の報酬等の種類別の割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において定期的に検討を行ったうえで必要に応じて取締役会に答申します。

(オ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、規程及び個人の定性的評価を含む個人業績評価に基づき、 代表取締役会長が案を作成し、報酬委員会に説明、提案し、報酬委員会で審議の後、取締役会に答申しております。取締役会は報酬委員会の答申を最大限に尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

なお、当社の報酬委員会は、取締役会で選任された7名の取締役が委員であり、過半数が東京証券取引所の基準を満足する独立役員である社外取締役かつ委員長はその中から指名された 社外取締役で構成しております。

③当該事業年度に係る取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿う

ものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の額については、上記②基本方針の内容の概要における各決定方針に則り算定し、その内容を報酬委員会にて取締役ごとに審議・評価を行いました。報酬委員会への諮問を経て提言された当該連結会計年度に係る報酬額は、役職別の支給基準に基づき評価・決定されていることを確認できたため、2022年4月11日および2022年6月27日開催の取締役会で、承認いたしました。

A 指標の内容

業績目標達成度の業績連動指標は、営業利益率(連結ベース、以下同様)を採用しています。業績連動部分は、毎年の業務計画達成度に応じて0%から100%の範囲内としており、業績指標の目標達成度合に応じて決定します。なお、減損などの特殊要因、他の経営指標(フリー・キャッシュ・フロー等)や重要な不祥事や事故などの特段の勘案すべき要素があった場合には、報酬委員会に諮問します。

業績目標達成度係数=営業利益率の目標値と実績値を比較し、実績値が目標値と同水準以上の場合に100%と設定しています。なお、2022年3月期の営業利益率は、1.6%でした。

B 指標を選択した理由

営業利益率を業績連動指標係数として選択した理由は、当社グループー体となり本業から 創出した利益を適正に反映する評価指標として営業利益率が該当するためです。

C 業績連動報酬の額の決定方法

取締役の報酬の額の決定方法は、「(工)取締役の個人別の報酬等の種類別の割合の決定に関する方針」に記載のプロセスを経て決定しています。

(2) 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬の額は、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会において年額6億円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取締役は0名)です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会において、株式報酬の額を年額1億2,000万円以内(社外取締役及び監査等委員である取締役は除く)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)の員数は4名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(3) 取締役の報酬等の総額等

			報酬等の種類別の総額						
区分	支給	報酬等			業績連動報酬				
	人数	の総額	の総額金銭		⊣⊦∕∽ç∓±⊓≡Ш	△ 從尚上	ᆉᄼᆇᆂᄞᅖ		
			基本報酬	賞与	非金銭報酬	金銭賞与	非金銭報酬		
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	7名 (2名)	293百万円 (13百万円)	129百万円 (13百万円)	89百万円 (一)	42百万円 (一)	32百万円 (一)	— (—)		
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	33百万円 (13百万円)	33百万円 (13百万円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
合 計	10名 (4名)	326百万円 (26百万円)	163百万円 (26百万円)	89百万円 (一)	42百万円 (一)	32百万円 (一)	— (—)		

- (注) 1.業績連動報酬は、金銭報酬と譲渡制限付株式報酬としています。
 - 2.非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬としています。
 - 3.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 4.上記の取締役の支給人数には、2022年6月27日開催の第77回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

4. その他当社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 社外役員に関する事項

- (1) 重要な兼職先と当社との関係
 - ① 社外取締役 大下政司氏
 - ・一般社団法人日本自動車部品工業会の副会長・専務理事を務めており、当社と同会との間に は会費支払いの取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同会の経常 収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満です。
 - ・一般財団法人日本自動車研究所の理事を務めており、当社と同研究所との間には認証事業での取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同団体の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満です。
 - ・一般財団法人機械振興協会の理事および日本自動車部品工業企業年金基金の理事長を務めておりますが、特別な利害関係はありません。
 - ② 社外取締役 森谷弘史氏
 - ・マレリホールディングス株式会社の取締役を務めており、同社の子会社であるマレリ株式会社と当社との間には自動車部品の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及びマレリ株式会社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満です。

- ・株式会社シンニッタンの社外取締役を務めておりますが、特別な利害関係はありません。
- ③ 社外取締役(監査等委員) 辻 千晶氏
 - ・MIRARTHホールディングス株式会社の社外取締役を務めておりますが、特別な利害関係はありません。
 - ・森六ホールディングス株式会社の社外監査役を務めておりますが、特別な利害関係はありません。
- (2) 特定関係事業者との関係 該当する重要な事項はありません。
- (3) 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

(-, 3 , 1								
地位	氏	名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	主な活動及び期待される役割に 関して行った職務の概要			
社外取締役	大下	政司	15回/ 15回		経済産業省での職務を通じて培われた幅広い見識から取締役の職務執行や 企業法務に関する重要な事項に関して、意思決定の妥当性・適正性を確保 するための助言・提言を行いました。			
社外取締役	森谷	弘史	15回/ 15回	_	グローバルな自動車部品製造企業の経営者として、経営に対するアドバイス及び重要事項に関する意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。			
社外取締役 (監査等委員)	辻	千 晶	15回/ 15回	13回/ 13同	弁護士として専門的な見地から取締役の職務執行や企業法務に関する重要な事項に関して、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。			
社外取締役 (監査等委員)	小川	千恵子	15回/ 15回	1 3101	公認会計士として専門的な見地から取締役の職務執行や財務会計に関する 重要な事項に関して、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・ 提言を行いました。			

Ⅴ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 報酬額
 - ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

64百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

64百万円

- (注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記①の金額については、これらの合計額をそのまま記載しております。
 - 2. 当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。
- (2) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意をした理由

監査等委員会は、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、必要に応じて報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠及び報酬の推移等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、適切な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託して おりません。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨と解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

Ⅵ. 当社の体制及び方針

- 1. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況
- 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
- 1. 1 内部統制基本方針

当社グループの経営姿勢は、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を基本としており、このため、関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たし、全てのステークホルダーからの信頼を得て、企業価値を高めることが必要であると認識し、2005年12月に「ヨロズグループ行動憲章」を制定し、日々の業務運営の指針としております。

当社グループは、この指針に基づき、業務の適正を確保する体制を整備し社会的使命を果たしてまいります。

1. 2 内部統制の体制整備に関する方針

当社取締役会において、内部統制の体制整備に関する方針については以下のとおりとすることが決議されております。

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループの取締役及び使用人は、「ヨロズグループ行動憲章及び社員行動規範」に基づき、法令、定款及び業務分掌に則って職務の執行にあたる。
 - ② 総務部は、
 - (ア) コンプライアンスに関する重要課題と対応について横断的に統括し、当社グループの取締 役及び使用人に必要な教育を実施する。
 - (イ) 各部署のコンプライアンス状況をチェックし、必要に応じ改善を指示しそのフォローを行う。
 - (ウ) 社内通報制度(社内呼称「我慢しないで相談箱*」)の運営を行い、法令遵守並びに企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図るとともに、定期的に経営会議に報告する。 *外部通報窓口も含みます。
 - ③ 内部監査室は、
 - (ア) コンプライアンス状況の監査を実施し、取締役会に報告する。
 - (イ) 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。
- (2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係わる情報については、法令及び情報セキュリティ管理規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ② 情報の保管の場所及び方法は、取締役又は監査等委員である取締役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を文書取扱規程に定める。
- ③ 情報の管理の期間は、法令に別段の定めのない限り、文書取扱規程に定めるところによる。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 危機管理規程に基づき、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類し、対策を講じるべきリスクかどうか評価を行い、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - ② 不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき代表取締役会長又は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害及び被害の拡大を防止し、これを最小限に止めるとともに再発防止を図る。
 - ③ 総務部は、各部署の日常的なリスク管理状況をチェックし、必要に応じ改善を指示しそのフォローを行う。
 - ④ 内部監査室は、リスク管理状況の監査を実施し、取締役会に報告する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 中期経営計画及び年度業務計画を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。
 - ② 執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲し迅速な意思決定を図る。
 - ③ 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する。
 - ④ 執行役員等によって構成される経営会議を月1回以上開催し、業務執行に関する個別経営課題の迅速な解決を図る。
- (5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 当社の子会社の取締役等は、当社の子会社の業務執行の状況について定期的に経営会議に報告する。
 - ② 当社の子会社を横断的に統括する機能軸責任者は、随時子会社から業務執行の状況について報告を求め、常に最新の状況を把握する。
- (6) その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・当社の子会社は、当社が制定している関係会社管理規程に基づき業務を遂行する。但し、一定の事項については、当社の経営会議等において承認を得なければならない。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務は、内部監査室の使用人がこれを補助する。
- ② 補助業務を担当する内部監査室の使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するために、監査等委員会の同意を必要とする。
- ③ 当該使用人は当該補助業務を、他の業務に優先して、監査等委員会のみからの指示に基づき行うものとし、これにより監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- (8) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他 これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会 に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ① 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行う。
 - ② 総務部、内部監査室等は、本基本方針が有効に機能するように、本基本方針で定めた事項の整備・運用状況を、取締役会において定期的に報告する。
 - ③ 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - ④ 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、不正の疑い、法令・定款 違反の疑い、及び当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合 は、直ちに監査等委員会に対して報告を行う。
 - ⑤ 内部監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行う。
 - ⑥ 総務部は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況の報告を行う。
- (9) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会に 直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱い を行うことを社内規程等において禁止する。
- (10) 監査等委員である取締役の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に 基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員である取締役の職務 の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ② 当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員である取締役の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、経営会議等の主要な役員会議体には、監査等委員である取締役の出席を得るととも に、監査等委員である取締役による重要書類の閲覧、代表取締役及び会計監査人との定期的 及び随時の意見交換の機会を確保する。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - ・当社は、当社グループの取締役及び使用人が遵守すべき行動規範において、反社会的な活動や勢力に対しては毅然として対応し、いかなる不当要求や働きかけに対しても利益供与は一切行わないことを宣言し、この行動規範の遵守を徹底することにより反社会的勢力との関係を遮断している。また、対応統括部署を総務部とし、総務部において常に関係情報を入手して注意喚起を行い、反社会的勢力との接触を防止している。そして、万一、当社グループの取締役及び使用人が反社会的勢力から不当要求を受けるなど何らかの関係が生じた場合に備え、直ちに総務部に報告・相談できる体制及び総務部を中心に警察その他外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を整備している。
- 1. 3 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、以下のとおりです。

当社では、2015年5月に施行された改正会社法及び改正会社法施行規則に対応するため、2015年7月に内部統制システムの整備に関する基本方針を改定し運用しております。

また、当社が持続的に成長し中長期的に企業価値を向上させるために、コーポレートガバナンスの基本的な考え方及び運営方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定するとともに、2018年6月1日付および2021年6月11日付のコーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえ、必要な改訂を行いました。

- (1) コンプライアンスに関する取組みの状況
 - ・企業理念、行動憲章、行動規範の浸透を図るため、これらを記載したリーフレット及び「従業員ハンドブック」を作成し、役員・従業員へ配布しております。また、近年の企業不祥事発生の状況を鑑み、再度法令等の遵守の徹底を図るための教育を実施しております。
 - ・取締役、執行役員及び各子会社の取締役等を対象として時事に適したコンプライアンス研修 を実施し、新入社員及び中途採用者には、コンプライアンス導入研修を実施しております。
 - ・独占禁止法および下請法の遵守に関する取り組みとして、全部署を対象に認識調査を行うと ともに、教育啓蒙活動を実施しております。今後更に法令順守に対する意識の向上に取り組

んでまいります。

- ・当社グループは、社内通報制度(我慢しないで相談箱)を設け、外部通報窓口等を通じて、 その内容が社内通報制度管理者及び監査等委員会に報告されております。通報に関しては、 情報提供者の秘匿を行うとともに、情報提供者の不利益取り扱いを禁止し、早期把握及び解 決を図るとともに、定期的に経営会議に報告し、監査等委員会はその報告に虚偽がないか確 認しております。
- (2) 業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況
 - ・当社は、第70回定時株主総会において、取締役会の監督機能の実効性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。また、重要な業務の一部を、取締役会の決議により、取締役に委任し、効率的な意思決定を行っております。
 - ・定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会においては、経営上の重要事項に関する意思決定及び、取締役並びに執行役員の業務執行の監督を行っております。
- (3) リスク管理体制に関する取組みの状況
 - ・全拠点、全部門から対処すべき重要なリスクを抽出し、経営会議で重要度、緊急度を勘案 し、ヨロズグループが取り組むべきリスクを検討いたしました。選定されたリスクに対し て、各拠点、各部門にてリスクの対策を策定、実施し内部監査部門が実施状況について監査 を実施、状況を取締役会に報告いたしました。
- (4) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・各地域軸長は、日本、米州、アジアの地域ごとに月に1回開催する地域軸会議において、各 子会社の業務執行に関するヒアリングおよび課題の共有を行っております。また、月に1回 の経営会議においては、地域軸長から各子会社の経営状況及び重要事項を適時報告しており ます。各子会社からは、経営会議において、毎年の事業計画の提案および進捗等の報告を受 けております。
- (5) 監査等委員会に関する運用状況
 - ・監査等委員は、取締役会、経営会議、その他重要な会議への出席を通じ、取締役及び執行役員等から業務の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。
 - ・監査等委員会は、代表取締役、会計監査人、総務部及び内部監査部門等と適宜意見交換を行っております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、当社の企業価値が、当社及びその子会社・関連会社が永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ及びブランドイメージ等を駆使した機動性のある企業活動に邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆さま共同の利益を向上させていくことにその淵源を有していると考えております。そのため、当社は、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針としております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、下記の企業価値の向上に向けた取組み、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み、積極的な株主還元及び当社の考える企業の社会的責任に向けた取組みを、それぞれ実施しております。

① 企業価値の向上に向けた取組み

当社は、更なる企業価値向上のため、2021年5月には、2021年度から2023年度にかけての中期経営計画「Yorozu Sustainability Plan 2023 (YSP2023)」(以下「中期経営計画」といいます)を策定いたしました。「サスペンションでOnly1の技術力によりお客様のニーズに応え、永続的に発展を続ける100年企業を目指す」という新たな企業ビジョンのもと、変化に強い健全経営を目指し、以下の三つの柱を掲げ、さらなる企業価値の拡大を図ってまいります。1つ目は、人・社会・地球と一緒に歩むべく「ESG」を意識した経営、2つ目は、生産台数に左右されにくい企業体質への変革による「安定した収益」、3つ目にサスペンション部品の競争力向上を図るための「新技術・新工法」の確立に取り組んでおります。当社は、中長期的な観点に基づいた戦略により持続的な成長とさらなる企業価値の向上を図るため、引き続き、中期経営計画を着実に実行してまいります。

② コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を経営の基本としております。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要な決定を行うと共に、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する機関として位置付けておりますが、株主の皆さまに対する経営陣の責任をより一層明確にするため、2001年6月27日開催の第56回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

また、当社は、コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会において、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」に移行し、監査・監督機能の強化を図りました。また、これに伴い、それまでに選任していた社外監査役2名に替え、新たに、東京証券取引所が定める独立社外取締役の要件を満たす法律・会計分野に造詣の深い女性2名を、監査等委員である取締役に選任いたしました。その後、2017年6月16日開催の第72回定時株主総会において選任された後任の監査等委員である取締役も、同様に独立社外取締役の要件を満たす法律・会計分野に造詣の深い女性2名であり、取締役会は多様性を考慮した構成となっております。

更に2018年6月18日開催の第73回定時株主総会において、社外取締役を1名、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会で更に1名、合計2名増員いたしました。この結果、監査等委員である取締役を含め、当社の取締役9名の内4名が東京証券取引所の定める独立社外取締役となり、取締役会の3分の1以上が独立社外取締役で構成されております。加えて、2018年12月には、取締役等の選任や報酬の決定における意思決定に関わるプロセスの透明化および客観性を高めるために過半数を独立社外取締役で構成される「指名委員会」および「報酬委員会」を設置いたしました。

なお、当社は、当社が持続的に成長し中長期的に企業価値の向上を実現するため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び運営方針を明らかにしております。

当社は、このような取組みによりコーポレートガバナンスを強化し、企業としての持続的な成長を図り、すべてのステークホルダーにとっての企業価値向上に引き続き努めてまいります。

③ 積極的な株主還元

当社は、中期経営計画においても、財務戦略の基本方針を、これまでの財務安全性重視に加え、株主還元の充実に注力することといたしました。これに伴い、配当方針についても、これまでの「安定配当」から「目標配当性向の設定」へと変更し、2015年度から連結配当性向35%を目標といたしました。この基本方針及び配当方針に従い、当社は、2015年度から2020年度において、連結配当性向35%を実現するとともに、2016年9月には、発行済株式総数の4.0%の自己株式の取得を取締役会にて決議し、取得いたしました。

この基本方針は、中期経営計画 (YSP2023) においても継続しており、連結配当性向35% を目標としております。当社は、今後も積極的な株主還元の実施に努めてまいります。

④ 当社の考える企業の社会的責任に向けた取組み

当社は、創立以来、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を経営姿勢とし、関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たすことが必要と認識し、事業活動を行ってまいりました。今後とも、お客さまの満足と技術革新、法令等の遵守、環境問題への取組み、グローバル企業としての発展、企業情報の開示、人権の尊重、公正な取引、経営幹部の責任の明確化を図ることによって、企業の社会的責任を遂行してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを 防止するための取組みについて

当社が導入した買収防衛策(以下、「本プラン」といいます。)は、当社が発行者である株券等 について、特定の株主、その特別関係者及び実質的に支配する者もしくは共同ないし協調して行 動する者の株券等保有割合が20%以上となる買付を行うこと等を希望する買付者が出現した場 合に、当該買付者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提出を求めます。そ の後、買付者等から提供された情報が、当社社外取締役を含む当社の業務執行を行う経営陣から 独立した者のみから構成される独立諮問委員会に提供され、その検討・評価を経るものとしま す。独立諮問委員会は、当該買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、その他買付 者の買付等の内容の検討の結果、当該買付者による買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の 利益に著しく反する重大なおそれをもたらす場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当と認 められる場合は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。また、独立諮問委員会 は、当社取締役会に対して、株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置発動の要否や内 容について賛否を求める形式により、株主の皆さまの意思を確認することを勧告できます。当社 取締役会は、独立諮問委員会の上記勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動または 中止の決議を行います。なお、当社は、対抗措置の発動要件をいわゆる高裁四類型(注1)及び強 圧的二段階買付け(注2)のみに限定しております。具体的な対抗措置として新株予約権の無償 割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を定 めることがあります。

本プランの有効期間は、2024年開催予定の第79回定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとします。

(4) 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード〜会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために〜」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

① 企業価値または株主共同の利益の確保・向上

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆さまに対して提示すること、あるいは、株主の皆さまのために大

規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆さま共同の利益の確保・向上を目的としております。

② 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆さま及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆さまに適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

③ 株主意思の重視

当社は、2021年6月29日開催の第76回定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続を承認いただいております。当社株主総会において当社提案に基づき本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられています。

④ 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたり、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることになります。

⑤ 独立諮問委員会への諮問

当社は、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、既に設置されている独立諮問委員会を活用するものとし、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立諮問委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、独立諮問委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立諮問委員会から独立した第三者的立場にある専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得ること等ができるものとされています。これにより、独立諮問委員会の勧告に係る判断の客観性および合理性が担保されることになります。

⑥ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記に記載のとおり、予め定められた合理的且つ客観的な要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による対抗措置の発動が恣意的に行われないことを担保するための仕組みが確保されています。

② デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によってその有効期間内においても廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)またはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

以上から、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

- (注1) 下記に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれることが明らかである大規模買付行為である場合
 - ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等を取得する行為(いわゆるグリーンメイラー)
 - ② 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業 秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させる など、いわゆる焦土経営を行う目的で、当社株券等を取得する行為
 - ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株券等を取得する行為
 - ④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で、当社株券等を取得する行為
- (注2)強圧的二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆さまに対して買付けに応じることを事実上強要するもの)に代表される、構造上株主の皆さまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株券等の売却を強要するおそれがある場合

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主還元施策として「目標配当性向を35%以上としつつ、持続的な配当を目指します」を掲げております。

この方針のもと、厳しい経営環境が続いておりますが、株主さまのご支援に報いるべく、当期の期末配当については、2023年2月9日に公表いたしました1株当たり14円から18円とし、年間配当は、1株当たり25円(うち中間配当を1株当たり7円実施済)とさせていただきます。

これにより配当性向は42.4%となります。

(参考) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を 四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

			(単位・日万円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	72,582	流 動 負 債	44,393
現金及び預金	23,617	支払手形及び買掛金	14,191
受取手形及び売掛金	24,110	電子記録債務	2,770
電子記録債権	2,182	短 期 借 入 金	5,365
有償支給未収入金	350	一年内返済予定の長期借入金	8,940
製品	6,294	未 払 金	1,590
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,124	未払法人税等	213
部分品	3,783	未 払 費 用	3,706
仕 掛 品	6,900	賞 与 引 当 金	1,403
未 収 入 金	1,719	役員賞与引当金	89
そ の 他	3,037	そ の 他	6,122
貸 倒 引 当 金	△538	固定負債	19,677
固定資産	68,928	長 期 借 入 金	17,809
有 形 固 定 資 産	59,288	退 職 給 付 に 係 る 負 債	938
建物及び構築物	14,332	そ の 他	929
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	32,245	負 債 合 計	64,071
工 具、 器 具 及 び 備 品	2,861	(純 資 産 の 部)	
土 地	2,645	株 主 資 本	62,961
建設仮勘定	7,185	資 本 金	6,200
そ の 他	18	資本 剰 余 金	9,429
無形 固定資産	184	利 益 剰 余 金	48,634
投資その他の資産	9,455	自 己 株 式	△1,303
投資有価証券	5,726	その他の包括利益累計額	668
繰 延 税 金 資 産	2,476	その他有価証券評価差額金	2,455
そ の 他	1,252	為替換算調整勘定	△1,430
		退職給付に係る調整累計額	△356
		新 株 予 約 権	599
		非 支 配 株 主 持 分	13,210
		純 資 産 合 計	77,439
	141,511	負債及び純資産合計	141,511

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)

科			金額
	上 高		160,560
			143,384
売	上 総 利	益	17,175
販 売 費 及	び 一 般 管 理 費		14,087
営	業利	益	3,088
営業	外収益		
受	取 利	息	338
受 受 雇 用	取。 配 当	金	180
		金	72
補	助金収	入	39
そ	<i>O</i>)	他	56
	計		687
営業	外費用	é	660
义 为	払 利	息 損	79
支 為 そ	D /=	他	42
C	計	تا ا	782
 経	常 利	益	2,992
			2,002
固定			
	. 資 産 売 却	益	24
投資	有 価 証 券 売 却	益益	19
型 投 資 ゴルフ	有 価 証 券 売 却 7 会 員 権 預 託 金 返 金		19 34
投 ず ル フ	有 価 証 券 売 却 7 会 員 権 預 託 金 返 金 計	益	19
投 道ルフ 	有 価 証 券 売 却 7 会 員 権 預 託 金 返 金 計 損 失	益 益	19 34 78
投 道 ル 一 特 別 減	有 価 証 券 売 却 7 会 員 権 預 託 金 返 金 計 失 損 損	益 益 ——— 失	19 34 78 42
投 資 ゴルフ ー 特 別 固 定	有 価 証 券 売 却 7 会 員 権 預 託 金 返 金 計 損 損 資 産 廃 却	益 益 失 損	19 34 78 42 48
投 資 フ 特 減 固 投 資	有 価 証 券 売 却 7 会 員 権 預 託 金 返 金 計	益益 失損損	19 34 78 42 48 92
投 資 ゴルフ ー 特 洞 固 定	有価証券売却の7会員権預託金返金計損 損損 債資 産 廃 却有価証券評価の	益 益 失 損	19 34 78 42 48 92 0
投 ガ 特 調 固 投 そ	有価証券売却 7会員権預託金返金 計 損 失 損 損 損 資産廃却価 の計	益益 失損損他	19 34 78 42 48 92 0 183
投 ガ 特 調 固 投 そ	有価証券売却 7会員権預託金返金 計 損 失 損 損 損 資産廃却価 の計	益益 失損損他 益	19 34 78 42 48 92 0 183 2,887
投 ガ 特 調 固 投 そ	有 価 証 券 売 返 券 託 金 大 調	益益 失損損他 益税	19 34 78 42 48 92 0 183 2,887 907
投 ガ 特 調 固 投 そ	有 価 証 券 部 表	益益 失損損他 益税額	19 34 78 42 48 92 0 183 2,887 907 695
投 ガ 特 調 固 投 そ	有 価 証 券 売 返 失 却 価 種 計 損	益益 失損損他 益税額益	19 34 78 42 48 92 0 183 2,887 907 695
授ゴ 減固投そ 金 人 特 税 法法	有 会	益益 失損損他 益税額益失	19 34 78 42 48 92 0 183 2,887 907 695

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

<u>連結株主資本等変動計算書</u> (2022年 4 月 1 日から 2023年 3 月 31日まで)

(単位:百万円)

		株	主資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	6,200	9,494	47,548	△1,482	61,761
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△337		△337
親会社株主に帰属する当期純利益			1,422		1,422
自己株式の取得					_
自己株式の処分		△64		179	114
連結子会社株式の取得による持分の増減					_
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					_
連結会計年度中の変動額合計		△64	1,085	179	1,199
当連結会計年度末残高	6,200	9,429	48,634	△1,303	62,961

		その他の包括	活利益累計額				
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	2,186	△6,370	△537	△4,721	617	12,721	70,378
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△337
親会社株主に帰属する当期純利益							1,422
自己株式の取得							_
自己株式の処分							114
連結子会社株式の取得による持分の増減							_
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	269	4,940	180	5,390	△17	489	5,861
連結会計年度中の変動額合計	269	4,940	180	5,390	△17	489	7,061
当連結会計年度末残高	2,455	△1,430	△356	668	599	13,210	77,439

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
 - ① 連結子会計数

20社

② 連結子会社の名称

(株)ヨロズ栃木、(株)ヨロズ大分、(株)ヨロズ愛知、(株)庄内ヨロズ、(株)ヨロズエンジニアリング、(株)ヨロズサービス、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズオートモーティブアラバマ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズオートモーティブグアナファトデメヒコ社、ヨロズオートモーティブダアナファトデメヒコ社、ヨロズオートモーティブタイランド社、ロイ・オグラオートモーティブタイランド社、コロズエンジニアリングシステムズタイランド社、广州萬宝井汽車部件有限公司、武漢萬宝井汽車部件有限公司、ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社、ヨロズオートモーティブインドネシア社

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社の数及び主要な会社等の名称 該当する会社はありません。
 - (2) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称 該当する会社はありません。
 - (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等 該当する会社はありません。
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズオートモーティブアラバマ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズオートモーティブグアナファトデメヒコ社、ヨロズタイランド社、ワイ・オグラオートモーティブタイランド社、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社、广州萬宝井汽車部件有限公司、武漢萬宝井汽車部件有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、評価方法は移動平均法によっております。)

市場価格のない株式等 ……… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社

主として棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

a 製品・仕掛品 (量産品)、部分品及び原材料

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

b その他の製品・仕掛品

個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

c 貯蔵品

最終仕入原価法

在外連結子会社

主として、先入先出法による低価法によっております。

③ デリバティブ取引

時価法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
 - a 当社及び国内連結子会社
 - (イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

b 在外連結子会社

(イ) リース資産以外の有形固定資産 定額法

- (ロ) リース資産
 - リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上し ております。

- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度 に見合う分を計上しております。
- (4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準 じた会計処理によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は 損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産・負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) ヘッジ会計の方法

原則、繰延ヘッジ処理を採用しております。

金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

通貨スワップについては、振当処理の要件を充たしている場合には、為替予約等の振 当処理を採用しております。

a ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象…借入金、借入金利息

当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前に取締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利・為替変動リスクをヘッジしております。

b ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

通貨スワップは振当処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省 略しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、自動車メーカー等を主な得意先としており、自動車用の機構部品、車体部品及び機関部品並びに金型・設備の製造・販売を行っております。

当社及び連結子会社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としております。部品取引については、適用指針98項の代替的な取扱いにより、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷をもって履行義務が充足されると判断しております。金型・設備取引については、当該製品の支配が実質的に顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価により算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件に応じて変動することなく受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先によって加工された製品の全量を買い戻す義務を負っております。また、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。

- (8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - ① 退職給付に係る会計処理の方法
 - a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内の連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 顧客との契約から生じる収益を主要な財またはサービス別に分類した情報は以下のとおりです。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	\$	報告セグメント					
	日本	米州	アジア	合計			
部品	42,773	56,698	55,866	155,338			
金型・設備	1,390	1,290	2,389	5,069			
その他	29	_	_	29			
顧客との契約から生じる収益	44,193	57,988	58,256	160,437			
その他の収益	71	50	_	122			
外部顧客への売上高合計	44,264	58,039	58,256	160,560			

- (注) 上記の財またはサービス別に収益を分解した情報は、セグメント間の内部 売上高又は振替高を控除した後の外部顧客への売上高で表示しております。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「4. 会計方針 に関する事項 (7) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識する と見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
 - ① 契約負債の残高等

(単位:百万円)

	(1 = = 7313)
	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	20,769
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	26,292
契約負債(期首残高)	819
契約負債(期末残高)	1,119

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、 流動負債のその他に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。 ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

- 1. 固定資産の減損
 - (1)当年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 42百万円、固定資産 12.826百万円

- ・上記のうち、固定資産501百万円(減損損失計上後簿価)については当年度において減損損失を計上し、固定資産12,324百万円については当年度において減損損失を計上しておりません。
- ・当社は子会社が保有する資産について、前年度と当年度において減損損失を計上しましたが、当該子会社は引き続き営業損失となり減損損失を計上する可能性があることから、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。
- (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ①算出方法
 - ・固定資産501百万円については割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を下回ったことから、当該資産における減損損失を認識しております。
 - ・固定資産12,324百万円については割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることから、当該資産における減損損失は認識しておりません。
 - ・割引前将来キャッシュ・フローは、5年間の事業計画をベースに6年目以降は成長率を考慮した上で不確実性も勘案し5年目の売上計画を上限値として見積もっております。
 - ②主要な仮定
 - ・割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、売上高を算定する上で基礎となる受注車種の生産台数であります。
 - ・受注車種の生産台数は、客先からの内示や外部機関の自動車台数情報をベースとし、過去の実績と計画との乖離率を考慮して計算しております。
 - ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
 - ・主要な仮定である受注車種の生産台数は、見積りの不確実性が高く大幅に変動することが予測されます。
 - ・受注車種の生産台数の変動により、翌年度において減損損失を計上する可能性があるが、前述のとおり検討対象とした子会社は、前年度までにおいて既に減損損失を計上していることから、金額的規模は2020年度の減損損失より、相当程度少ない額となると推計されます。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

(単位:百万円)

場所	用途	種類	金額
(株)庄内ヨロズ(山形県)	自動車部品の製造設備等	建物及び構築物	9
㈱庄内ヨロズ(山形県)	自動車部品の製造設備等	機械装置及び運搬具	33
	合 計		42

当社グループは、事業用資産については、継続的に収支の把握を行っている管理会計上区分に基づき、原則として各社を基準としてグルーピングを行っており、将来の使用が見込まれていない遊休資産、処分が決定された資産等については個々の資産ごとに減損の要否を判定しております。

自動車部品の製造設備等については、予想しえない市況の変化に伴う得意先需要の大幅な変動のため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(42百万円)として特別損失に計上いたしました。

(連結貸借対照表に関する注記)

(大土/	山英旧が派教に対する左記		
1.	担保に供している資産		(単位:百万円)
	建物及び構築物	193	
	機械装置及び運搬具	2,472	
	工具、器具及び備品	29	
	土地	403	
	습 計	3,099	
	担保に係る債務		
	短期借入金	700	
	一年内返済の長期借入金	1,292	
	長期借入金	933	
	<u></u>	2,925	
2.	 有形固定資産の減価償却累計額·······	164,362百万円	

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 25.055.636株
- 2. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種類	配当金 の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	168百万円	7.00円	2022年3月31日	2022年6月10日
2022年11月9日 取締役会	普通株式	168百万円	7.00円	2022年9月30日	2022年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金 の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	434百万円	18.00円	2023年 3月31日	2023年 6月15日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 499,400株

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にサスペンション等の輸送用機器部品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入等)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引に関しては、通常の外貨建取引に係る実績等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引、金利スワップ及び通貨オプション、通貨スワップ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、

原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業部が主要 な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると ともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。な お、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不 履行によるリスクはほとんどないと認識しております。当期の連結決算日現在における 最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わさ れています。
 - ② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理 為替相場の状況により、半年を限度として、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧下さい。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式でありますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。為替予約取引及び通貨オプション、通貨スワップ取引に関する社内管理規程に基づき、事前に取締役会の承認を得て実施し、取引の状況は取締役会へ報告しております。

- (4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的 に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んで いるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもありま す。
- (5) 信用リスクの集中 当期の連結決算日現在における営業債権のうち64.1%が大□顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

				連 結 貸借対照表計上額	時	価	 	額
投資有価証券				5,583		5,583		_
	資	産	計	5,583		5,583		_
長期借入金				26,749		25,894		△854
	負	債	計	26,749		25,894		△854

- (※1)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、 現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、 記載を省略しております。
- (※2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	142

市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ①レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場 価格により算定した時価
- ②レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- ③レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それら のインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も 低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)						
区方:	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
投資有価証券							
その他有価証券 (注1)							
株式	5,583	_	_	5,583			

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

∇.A	時価 (百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
長期借入金 (注2)	_	25,894	_	25,894	

時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(注1) 投資有価証券は上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取

引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。 (注2) 長期借入金のうち、変動金利によるものはありません。固定金利によるものの時価は一定の期間ごとに区グした当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価 値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

2,635円58銭

2. 1株当たり当期純利益金額

59円00銭

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科目	金額		(単位:百万円)
14 H		科目	金額
流 金権金金品品用金金他 物物置具金権金金品品用金金他 物物置具金	30,855 3,141 2,116 9,395 5,063 3,087 913 336 4,573 2,195 32 53,596 12,134 2,213 177 3,735	流の一条金金金金等用金金他金債金他務金金金金等用金金他金債金の一条金子の一位の一位の一位の一位の一位の一位の一位の一位の一位の一位の一位の一位の一位の	27,283 2,720 11,998 2,441 6,960 2,049 150 335 374 89 162 11,880 10,705 534 53 587
土 地	1,561	負 債 合 計	39,163
建 形 フの の の の の の の の の の の の の の の の の の	4,318 82 82 41,380 5,724 30,383 3,343 1,514 413	部) 金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	42,233 6,200 10,250 6,888 3,361 27,085 868 26,217 68 23,000 3,148 △1,303 2,456 2,456 599 45,288 84,452

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

科 目	金 額	
売 上 高 売 上 原	49,697	
売 上 原 価	41,204	
売 上 総 利 販売費及び一般管理費	益 8,492 5,969	
説 元 貞 及 O	益 2,522	
営業外収益		
受取利	息 164	
受 取 利 受 取 配 当 雇 用 調 整 助 成 そ	金 742 金 22	
雇用調整助成	金 22	
そ の 計	他 934	
	934	
	息 227	
為		
保 険 解 約 デ リ バ テ ィ ブ 評 価	損 39 損 21 損 14	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価		
	他 4	
	306	
経 常 利 特 別 利	益 3,150	
	益 34	
投資有価証券売却	益 19	
計	53	
投資有価証券評価	損 92	
固定資産廃棄	損 44	
₹	他 0	
	<u>137</u> 益 3,066	
法人税、住民税及び事業	麗 3,000 税 696	
法 人 税 等 調 整	額 △0	
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業法 人 税 等 調 整当 期 純 利	益 2,371	

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主	資	本
			資	本 剰 弁	金
	資	本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当事業年度期首残高		6,200	6,888	3,425	10,314
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				△64	△64
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計				△64	△64
当事業年度末残高		6,200	6,888	3,361	10,250

		株	主	資 本	
	利	益 剰 余	金	自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金合計		
当事業年度期首残高	868	24,182	25,050	△1,482	40,084
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△337	△337		△337
当 期 純 利 益		2,371	2,371		2,371
自 己 株 式 の 取 得					
自己株式の処分				179	114
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計		2,034	2,034	179	2,148
当事業年度末残高	868	26,217	27,085	△1,303	42,233

(単位:百万円)

	評価・換	算差額等	4	純 資 産
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	新株予約権 ***********************************	純 資 産 合 計
当 事 業 年 度 期 首 残 高	2,186	2,186	617	42,888
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△337
当 期 純 利 益				2,371
_ 自 己 株 式 の 取 得				
自己株式の処分				114
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事業年度中の変動額(純額)	269	269	△17	251
事業年度中の変動額合計	269	269	△17	2,400
当事業年度末残高	2,456	2,456	599	45,288

(注) その他利益剰余金の内訳

									固圧	定 縮 和	資 責 立	産 [金	別	途	積立	ī 金	繰剰	越 5	利	益 金	合	Ē	t
当	事	業	年	度	期	首	残	高				86			23,	000			1,(096		24,182	2
事	業	年	度	中	の	変	動	額															
勇	則	余	<u> </u>	È	\mathcal{O}	西	2	当											\triangle	337		△337	7
Ī	固定	資產	量圧	縮和	漬 立	金(の 積	立															
Ī	固定	資產	量圧	縮和	漬 立	金(の取	崩			_	<u> 17</u>								17			
<u>></u>	4	斯]	純	į	利		益											2,3	371		2,37°	1
事	業台	年 度	中	の	変重	助 額	合	計				<u> 17</u>							2,0	051		2,034	1
当	事	業	年	E 5	隻 :	末	残	高				68			23,	000			3,	148		26,217	7

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、評価方法は移動平均法によっております。)

市場価格のない株式等 ……… 移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式並びに関係会社出資金移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

a 製品・仕掛品 (量産品)、部分品及び原材料

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

b その他の製品・仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

c 貯蔵品

最終仕入原価法

③ デリバティブ取引

時価法

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
 - (イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法に よっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上 しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に 見合う分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間(1年未満の端数を切り捨てた 年数)に基づく定率法により、発生年度から償却しております。未認識数理計算上 の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益と して処理しております。
- (6) ヘッジ会計の方法

原則、繰延ヘッジ処理を採用しております。

金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

通貨スワップについては、振当処理の要件を充たしている場合には、為替予約等の振当 処理を採用しております。

a ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象…借入金、借入金金利

当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前に取締役会の承

認を得て実施し、それに基づき、金利・為替変動リスクをヘッジしております。

b ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

通貨スワップは振当処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社は、自動車メーカー等を主な得意先としており、自動車用の機構部品、車体部品及び機関部品がびに金型・設備の製造・販売を行っております。

当社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としております。部品取引については、適用指針98項の代替的な取扱いにより、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷をもって履行義務が充足されると判断しております。金型・設備取引については、当該製品の支配が実質的に顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価により算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件に応じて変動することなく受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内の連結子会社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)(7)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(貸借対照表に関する注記)

1.	担保に供している資産		(単位:百万円)
	建物	188	

構築物 4 機械及び装置 2.472 工具、器具及び備品 29

土地 403 計 3.099

担保に係る債務

短期借入金 700

一年内返済予定の長期借入金 1,292 933 長期借入金

2.925

2. 有形固定資産の減価償却累計額……… 54.904百万円

3. 保証債務等

① 下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次の通り債務保証を行っております。

(単位:百万円)

ヨロズオートモーティブテネシー社	4,664
ヨロズオートモーティブアラバマ社	1,906
ヨロズメヒカーナ社	2,661
ヨロズオートモーティブグアナファト デ メヒコ社	663
<u></u> 合 計	9,895

② 下記の会社への貸付金を金融機関に譲渡しており、買戻義務を負っております。 ヨロズオートモーティブテネシー社 4.005百万円

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (単位:百万円)

(区分表示したものを除く)

短期金銭債権 11,328 10.729 短期金銭債務

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 6.404 仕入高等 36,535 営業取引以外の取引による取引高 853

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 912.933株

(税効果会計に関する注記)

(単位:百万円) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:百万円)

(繰延税金資産)

退職給付引当金	16
賞与引当金・役員賞与引当金	141
未払金・未払費用	66
長期未払金	18
投資有価証券及び	356
ゴルフ会員権評価損	330
関係会社株式評価損	13,224
固定資産減損額	11
貸倒引当金	6
その他	347
繰延税金資産小計	14,190
評価性引当額	△13,937
繰延税金資産合計	252
繰延税金負債)	

(糸

固定資産圧縮積立金	△30
その他有価証券評価差額金	△756
繰延税金負債合計	△787
繰延税金負債の純額	△534

(注) 繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定負債-繰延税金負債 $\triangle 534$

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 子会社等

(単位:百万円)

						* *	
属性	会 社 等 の 名 称	議決権等 の所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ヨロズ栃木	100.00%	当社の仕入先	材料の 有償支給 (注2)	7,778	有償支給 未収入金	867
」五江		100.00%	役員の兼任	部品の 仕入等 (注 2)	8,868	買掛金	1,061
子会社 (株)ヨロズ大分		100.00%	当社の仕入先	材料の 有償支給 (注 2)	14,516	有償支給 未収入金	2,005
」云仁	(株)ヨロズ大分	100.00%	役員の兼任	部品の 仕入等 (注 2)	16,244	買掛金	1,978
子会社	㈱ヨロズ愛知	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	部品の 仕入等 (注 2)	5,033	買掛金	735
子会社	(株)ヨロズエンジニ アリング	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	仕入債務の 立替支払 (注6)	4,013	未収入金	1,478
子会社	ヨロズオートモー ティブテネシー社	85.01% (85.01%) (注1)	当社の販売先 役員の兼任	債務保証 (注4)	8,670	_	_

属性	会 社 等 の 名 称	議決権等 の所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ヨロズオートモー ティブアラバマ社	93.00% (93.00%) (注1)	当社の販売先 役員の兼任	債務保証 (注5)	1,906	保証料	3
子会社	ョロズメヒカーナ 社	89.37%	当社の販売先 役員の兼任	債務保証 (注5)	2,661	保証料	5

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1 議決権の所有割合の() は、間接所有割合で内数であります。
 - 2 営業取引については総原価を勘案して協議の上、決定しております。
 - 3 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 4 債務保証は金融機関からの借入に対する債務保証であります。なお、保証料は受け取っておりません。
 - 5 債務保証は金融機関からの借入に対する債務保証であります。なお、債務保証額等に基づいて算定した 保証料を受け取っております。
 - 6 仕入債務の立替支払については子会社と子会社の債権者との免責的債務引受の覚書に基づき、定められた金額以上を立替支払いしております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	志藤昭彦	(被所有) 直接0.3% 間接3.7%	当社 代表取締役 会長	金銭報酬債権の 現物出資(注 1)	22	_	_

(注) 1 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,851円05銭

1 株当たり当期純利益金額

98円36銭

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

監查報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月21日

株式会社 ヨロズ 取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐野康 一

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 萩原靖之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨロズの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨロズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- · 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- · 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月21日

株式会社 ヨロズ 取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐野康一 業務執行計員

指定有限責任社員

公認会計士 萩原靖之 業務執行計員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨロズの2022年4月1日から 2023年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 して、当該計算書類等に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているも のと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用にお ける取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その 他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討 すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を 払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- · 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書 類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社に関して業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社ヨロズ 監査等委員会

監査等委員 辻 千 晶 🗊

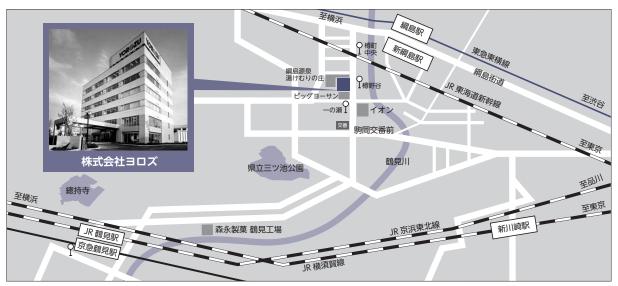
常勤監査等委員 三浦 聡 🗊

監査等委員 小川千恵子

以上

株主総会会場 ご 案 内 図

会場 横浜市港北区樽町三丁目7番60号株式会社ヨロズ 本社ビル電話 045 (543) 6800



※駐車スペースに限りがございますので、お車でのご来場は極力ご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

交通機関

東急	東横線 綱島駅 新横浜線 新綱島駅	•	横浜市営バス 鶴見駅行 川崎鶴見臨港バス 川崎駅行	•	樽野谷下車 徒歩1分 (バス所要時間 約6分)	
JR 京急	京浜東北線 鶴見駅 京急 鶴見駅	•	横浜市営バス 綱島駅行	•	樽野谷下車 徒歩1分 (バス所要時間 約30分)	会
						場
J R	東海道新幹線 新横浜駅	•	タクシー所要的	寺間 約20	分	<i></i> 273
J R	横須賀線 新川崎駅	•	タクシー所要的	寺間 約15	5分	

- (注) 1.「樽野谷」バス停下車1分です。手前の停留所は、綱島からの場合「樽町中央」、鶴見からの場合「一の瀬」です。
 - 2. 新横浜駅及び新川崎駅からタクシーの場合、目標を駒岡方面と伝えてからヨロズの社名をお伝えください。
 - 3. 交通事情の悪い時がありますので、余裕をもってお出かけください。



